

電気用品の技術上の基準を定める省令に関する改正要望の反映状況（過去 10 年分）

2024 年 7 月現在

No	提出日	関連	項目	委員会	公布施行
1	平成 26 年 4 月 1 日	別表第十二	AV 機器 ^{注1} 、電線管 ^{注1} 、照明器具、アーク溶接機、ランプ制御装置、家電機器 計 9 件 ^{注2}	第 89 回	H26.7.30 通達 H26.10.1 適用 (J60335-1 を除く) ^{注3}
2	平成 26 年 7 月 11 日	別表第十二	ヒューズ、照明器具、ランプソケット 計 5 件	第 90 回	H26.12.12 通達 H27.3.1 適用
3	平成 26 年 12 月 15 日	別表第八	プリント基板の難燃化	第 91 回	H27.7.24 通達 H27.7.24 適用
4	平成 26 年 12 月 15 日	別表第十二	情報技術機器、変圧器、電源装置、リアクトル及びこれに類する装置の安全性 計 4 件	第 91 回	H27.7.24 通達 H27.10.1 適用
5	平成 27 年 3 月 18 日	別表第十二	ランプソケット、照明器具、配線用ヒューズ、家庭用電気機器 計 14 件	第 92 回	H27.7.24 通達 H27.10.1 適用 及び H27.10.8 通達 H27.12.1 適用
6	平成 27 年 4 月 2 日	別表第四、 別表第八	解釈別表第四の 6.接続器(コンセント、差込みプラグ)及び別表第八の 2.(15) 観賞魚用ヒータの改正要望	第 92 回	H27.7.24 通達 H27.7.24 適用
7	平成 27 年 5 月 21 日	別表第十	J55011(雑音の強さに関する基準)J 規格の改正及び解釈別表第十の改正要望	第 92 回	H27.10.8 通達 H27.12.1 適用
8	平成 27 年 7 月 1 日	別表第十二	白熱電球類の安全仕様及びアーク溶接装置の JIS 計 4 件	第 93 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用
9	平成 27 年 11 月 13 日	別表第十二	ポータブル機器用二次電池の JIS 1 件	第 94 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用
10	平成 28 年 4 月 7 日	別表第十二	ミニチュアヒューズ、家庭用電気機器 計 26 件	第 95 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用 及び H28.11.30 通達 H29.1.1 適用
11	平成 28 年 4 月 7 日	別表第十二	解釈別表第十二の前書きの改正案(CISPR 規格の対応)	第 94 回	H28.9.30 通達 H28.11.1 適用

No	提出日	関連	項目	委員会	公布施行
12	平成 28 年 4 月 20 日	別表第十二	遠隔操作に関する J1000 の改正要望	第 94 回	解説に反映済
13	平成 28 年 4 月 20 日	別表第八	電気フライヤーの技術基準解釈の改正要望	第 95 回	H28.9.30 通達 H28.9.30 適用
14	平成 28 年 8 月 31 日	別表第十二	低圧ヒューズ関係の JIS 3 件の採用及び削除する JIS 4 件	第 96 回	H29.1.25 通達
15	平成 28 年 11 月 30 日	別表第十二	電気アクセサリ、電線管、電流制限器等 JIS 6 件の採用及び廃止の提案 JIS 2 件	第 97 回	H29.4.3 通達
16	平成 29 年 3 月 23 日	別表第十二	電子機器の安全性、電気機器の安全性及び照明機器 JIS 20 件の採用及び 廃止する JIS 2 件	第 98 回	H29.7.3 通達 H29.7.3 適用
17	平成 29 年 7 月 24 日	別表第十二	電線、電気機器の安全性、照明機器及びアーク溶接装置 JIS 及び CISPR J 規格 20 件	第 99 回	H29.12.1 通達
18	平成 29 年 11 月 7 日	別表第十二	電線管、電気機器の安全性及び照明機器 JIS 6 件	第 100 回	H30.5.25 通達
19	平成 30 年 3 月 23 日	別表第十二	電子機器の安全性、照明器具、電気機器の安全性 JIS 12 件	第 101 回	H30.7.20 通達 H30.7.20 適用
20	平成 30 年 12 月 3 日	別表第十二	工業用プラグ、コンセント及びカプラ、アーク溶接装置の EMC 要求事項 計 2 件	第 103 回	R1(2019).8.1 通達 R1(2019).8.1 施行
21	平成 31 年 4 月 4 日	別表第十二	配線器具の安全性、家庭及びこれに類する電気機器の安全性他 計 23 件	第 104 回	R1(2019).8.1 通達 R1(2019).8.1 施行
22	2019 年 7 月 18 日	別表第十二	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性(バッテリーチャージャー、シート状可 とう電熱素子及び機器) 計 2 件	第 105 回	R2(2019).11.1 通達 R2(2019).11.1 施行
23	2019 年 11 月 19 日	別表第十	広帯域電力線搬送通信(高速 PLC)機能を有する電気用品	第 106 回	R1(2019).12.25 通達 R1(2019).12.25 施行
24	2019 年 11 月 19 日	別表第十二	温度ヒューズ、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 (トイレ機器、据え置き型クッキングレンジ等) 計 3 件	第 106 回	R1(2020).10.1 通達 R1(2020).10.1 施行
25	2020 年 4 月 7 日	別表第十二	ベル用、表示器用及びリモートコントロール用の小型単相変圧器 -安全性 他 計 18 件	第 107 回	R1(2020).10.1 通達 R1(2020).10.1 施行
26	2020 年 7 月 17 日	別表第十二	アーク溶接装置 - 第 1 部:アーク溶接電源 他 計 8 件	第 108 回	R2(2020).12.1 通達 R2(2020).12.1 施行

No	提出日	関連	項目	委員会	公布施行
27	2020年11月26日	別表第十二	手持形電動工具, 可搬形電動工具並びに芝生用及び庭園用電動機械の安全性—第2-5部: 手持形丸のこの個別要求事項 他 計 2 件、削除 1 件(レーザ製品の安全基準)	第 109 回	R3(2021).8.2 通達 R3(2021).8.2 施行
28	2020年11月26日	別表第十二	雑音の強さの要求事項が表1に採用されているJIS等に含まれる場合の表記の変更	第 109 回	R3(2021).8.2 通達 R3(2021).8.2 施行
29	2021年3月26日	別表第十二	機器用スイッチ—第 1 部: 通則 他 計 24 件	第 110 回	R3(2021).8.2 通達 R3(2021).8.2 施行
30	2021年7月1日	別表第十二	定格電圧450/750 V以下のゴム絶縁ケーブル—第4部: コード及び可とうケーブル 他 計 4 件	第 111 回	R3(2021).11.1 通達 R3(2021).11.1 施行
31	2021年11月8日	別表第八	殺菌灯を有する電気消毒器にかかる安全基準の一部改正	第 112 回	R3(2021).12.28 通達 R3(2021).12.28 施行
32	2021年11月9日	別表第十	エル・イー・ディー・ランプに関する 1.1 適用章別及び 1.2 適用方法の一部改正	第 112 回	R3(2021).12.28 通達 R3(2021).12.28 施行
33	2021年11月9日	別表第十二	低圧開閉装置及び制御装置—第 2-1 部: 回路遮断器 他 計 4 件	第 112 回	R3(2022).4.1 通達 R3(2022).4.1 施行
34	2022年3月14日	別表第十	エル・イー・ディー・ランプ以外の照明機器に関する1.1適用章別 及び1.2測定装置及びJ55013,J55022,J55014-1引用削除関連他の一部改正	第 113 回	R4(2022).8.31 通達 R4(2022).8.31 施行
35	2022年3月14日	別表第十二	機器用スイッチ—第 2-1 部: コードスイッチの個別要求事項 他 計 8 件	第 113 回	R4(2022).8.31 通達 R4(2022).8.31 施行
36	2022年7月11日	別表第十二	アーク溶接装置—第 5 部: ワイヤ送給装置 1 件の採用	第 114 回	R5(2023).5.1 通達 R5(2023).5.1 施行
37	2022年11月11日	別表第十二	電気設備用ケーブルトランキングシステム及びケーブルダクティングシステム —第 1 部: 通則 他 計 3 件の採用	第 115 回	R5(2023).5.1 通達 R5(2023).5.1 施行

No	提出日	関連	項目	委員会	公布施行
38	2023年3月13日	別表第十二	アーク溶接装置－第6部:限定使用率アーク溶接装置 他 計7件の採用	第116回	R5(2023).8.1 通達 R5(2023).8.1 施行
39	2023年3月13日	別表第十	マルチメディア機器、家庭用治療機器に該当する品目に対する、 1.1 適用章別表の一部改正	第116回	R5(2023).8.1 通達 R5(2023).8.1 施行
40	2023年11月27日	別表第一 別表第四 別表第七	技術解釈別表第一、別表第四、別表第七において最新の国際規格等に準拠した別表第十二の整合規格に一本化するための見直し。	第118回	R6(2024).6.1 通達 R6(2024).6.1 施行
41	2023年11月27日	別表第八	解釈別表第八のうち電気用品名「電気湯沸器」について、電気湯沸器の転倒による熱湯の流水事故を未然に防ぐための転倒流水対策として、別表第十二で採用している JIS C 9335-2-15 の転倒流水試験項目を同解釈2(9)イ(二)に追加する見直し。	第118回	R6(2024).6.1 通達 R6(2024).6.1 施行
42	2023年11月27日	別表第十二	解釈別表第五、別表第六、別表第八、及び別表第十二の基準の本文において、従来の解釈を適用するための見直し。	第118回	R6(2024).6.1 通達 R6(2024).6.1 施行
43	2023年11月27日	別表第十二	蛍光灯ソケット及びスタータソケット 他 計69件の採用 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-34部:電動圧縮機の個別要求事項 1件の廃止	第118回	R6(2024).6.1 通達 R6(2024).6.1 施行
44	2024年3月1日	別表第十二	アーク溶接装置－第11部:溶接棒ホルダ 他 計3件	第119回	未

- ・過去10年分(平成26年4月から令和6(2024)年3月まで)国に提出した案件を掲載した。(それ以前の案件は省略)
- ・令和3(2021)年5月以降の変更点を、網かけで表示。
- ・平成25年7月1日の省令改正により、省令第1項は別表第一から別表第十一、省令第2項は別表第十二へ変更した。
- ・平成31年(2019年)4月30日以降は、西暦表記とする。

(注について)

注1;「※」印は、第86回委員会で承認されたが、省令改正作業中のため提出が見送られた規格も合わせて要望した。

注2;H26.4.1の解釈別表第十二への採用要望のうちJ60335-1は通則であり、H27.10.8に細則と同時に解釈について一部改正が反映された。